

(件名) 世界自然遺産登録に向けて外来生物対策の強化を求める陳情(2項)

(陳情の要旨)

アマミノクロウサギに代表される奄美の固有で貴重な自然が今年の夏にでも世界自然遺産に登録されるのではないかと期待されています。登録に向けて鹿児島県当局、議会、関係各位が行ってきた取り組みに敬意を表するとともに、登録が奄美・沖縄の貴重な自然保護に資するよう、より一層の取り組みが求められます。

なかでも外来生物対策は、登録に伴う観光客の増加等により負荷が増すことが予想されることから重要です。本県では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「法」という)で規制されていない侵略的外来生物に対して「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」(以下「条例」という)を制定、施行するなど取り組みを行ってきたところですが、なお改正強化すべき点があると考えますので、下記のとおり要請します。

記

1. 条例の実効性を高めるため、報告徴収、立入検査ができるよう改正強化してください。

固有の生態系を脅かす侵略的外来生物のうち法が規制する外来生物はその一部であることから条例を制定したところですが、法と同様の規制ができるようにしなければなりません。ところが、法に規定がある報告徴収や立入検査の規定が条例にはありません。

条例では、第14条で土地への立入り等が規定されていますが、この規定は知事が指定した外来生物により問題が生じて防除をする際に必要な限度において認められているものです。防除をするかどうか、すなわち生態系に係る著しい被害が生じ、又は生じるおそれがあるかどうかを調べる手段には使えません。

報告徴収や立入検査の条項がなければ、おそれがあるかどうか現場を確認できず、防除の条項は発動できません。このことは環境省にも確認しています。

1. 条例の施行に必要な予算、人員を確保してください。

以上